

変わる ①

安保

(1面の続き)

防衛協力法整備で推進

2012年8月、ワシントン郊外の米国防総省。パネッタ米国防長官と向き合った森本敏・防衛相は、自衛隊と米軍の役割分担を定めた日米防衛協力の指針(ガイドライン)の見直しについて、研究の開始を持ちかけた。

「中国も北朝鮮もロシアも変わった。米国もリバランス(再均衡)政策と言っている。ガイドラインを取り巻く安全保障環境は大きく変化している」

両者は、安保環境を巡る認識で一致、同年11月に訪米した長島昭久防衛副大臣は、アシュトン・カーター国防副長官との間で研究を進めることで合意した。ただ、「いくら情勢が変化しても、日本のやるべきは何も変わらないのであ

れば、本当の意味でのガイドライン見直しにはならない」ということだった(森本氏)。

結局、民主党政権では見直しの「研究」にとどまった。

米側に重い腰を上げさせたのは、安倍内閣による新たな安保法制だ。安保関連法は、集団的自衛権行使の限定容認や、米軍に対する後方支援の

日米安全保障条約第5条

(日米は)日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。



(AFP時事)

拡充と地理的制約の撤廃など、米国の長年の「要望」に応えるものだった。第2次安倍内閣の誕生直後から見直しが始まったガイドラインは、今年4月にまとまり、尖閣諸島を念頭に日本の「島嶼防衛」が明記された。オバマ米大統領も、日米安全保障条約5条の対日防衛義務が、尖閣に適用されると明言した。

ただ、両者の思惑に、温度差がないわけではない。

新ガイドラインには、日米の共同作戦計画を「策定・更新」と明記されているが、米軍は尖閣諸島に関する共同作戦計画作りには、今も後ろ向きとされる。自衛隊幹部は「米側としては、有事を想定した作戦計画まで作ってしまえば、中国を刺激すると警戒しているのだろう」と明かす。

尖閣、「イスラム国」……日米温度差

反対に、イスラム過激派組織「イスラム国」掃討作戦を巡っては、新たな安保法制に基づき自衛隊の後方支援を期待する声が米国内に根強いものの、安倍首相は国会答弁などで「(掃討)作戦への後方支援を行うことは全く考えていない」と早々にこれを否定した。中国の海洋進出が進む南シナ海について、「日本の哨戒活動を歓迎する」などとする米太平洋軍司令官らの発言が伝えられているが、中谷安保法制相(防衛相)は「検討課題」などとするとどまっています。防衛省幹部は「今後の課題は、米側の『過度な期待』を解くことだ。米国が攻撃された時にはいつでも日本が助けてくれるというような誤解がある」と指摘している。

新たな安保法制とガイドラインによって可能性が広がった日米の防衛協力を、実際にどこまで深化させていくのか。互いの思惑を巡る駆け引きは、これからも続く。